

3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

地方公共団体を始め、大学や民間教育事業者、NPO等の各種団体など、様々な主体が連携・協力体制を作り上げることにより、生涯学習の振興について積極的・総合的に取り組んでいくことが重要である。このため、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年法律第71号）や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を進めるとともに、民間における生涯学習推進のための取組を支援する窓口や、教育・文化及びスポーツの振興による市町村等の地域づくりを支援するための窓口を設置し、生涯学習の推進を図っている（図2-3-21）。

また、平成17年6月、文部科学大臣が中央教育審議会に対して諮問した「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」に関し、19年1月には中間報告が提出された（参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/index.htm）ところであり、今後、より具体的な答申がとりまとめられることが期待される。

さらに、地方公共団体においては、生涯学習の推進体制の整備を図るため、平成18年6月現在、生涯学習担当部局が全都道府県及びほとんどの市町村で設置されているほか、都道府県生涯学習審議会（生涯学習の総合的な推進に関する重要事項の調査審議機関）が36都道府県で設置され、生涯学習振興のための中長期的な基本計画や基本構想は44都道府県及び1,038市町村で策定されている。

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

国民の生涯を通じた多様な学習需要に対応した学習機会が適切に提供されるためには、国や

(イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の機会の提供に係る基盤の整備については、各地域の生涯学習を推進するための中心機関として学習情報の提供や学習相談、学習需要の把握、学習プログラムの開発を行うこと

などを目的として、都道府県・政令指定都市の生涯学習推進センターの整備（平成18年6月現在、88施設）が進められ、市町村や地域の様々な生涯学習関連機関との連携・協力が図られている。

生涯学習の普及・啓発については、全国生涯学習フェスティバルを開催し、シンポジウム、体験教室等を行うことで、広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供した（平成18年10月5日～9日、茨城県にて「まなびこそ 輝くあなたの 第一歩」をテーマに開催）。

さらに、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、社会教育主事等の資格付与講習や研修事業等を実施している。

（ウ）学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評

価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対し学士の学位を授与しており、大学の正規の課程を修了していなくとも、大学の修了者と同等の水準にある者であれば、学士の取得が可能となっている（平成17年度学士授与数2,535名）。

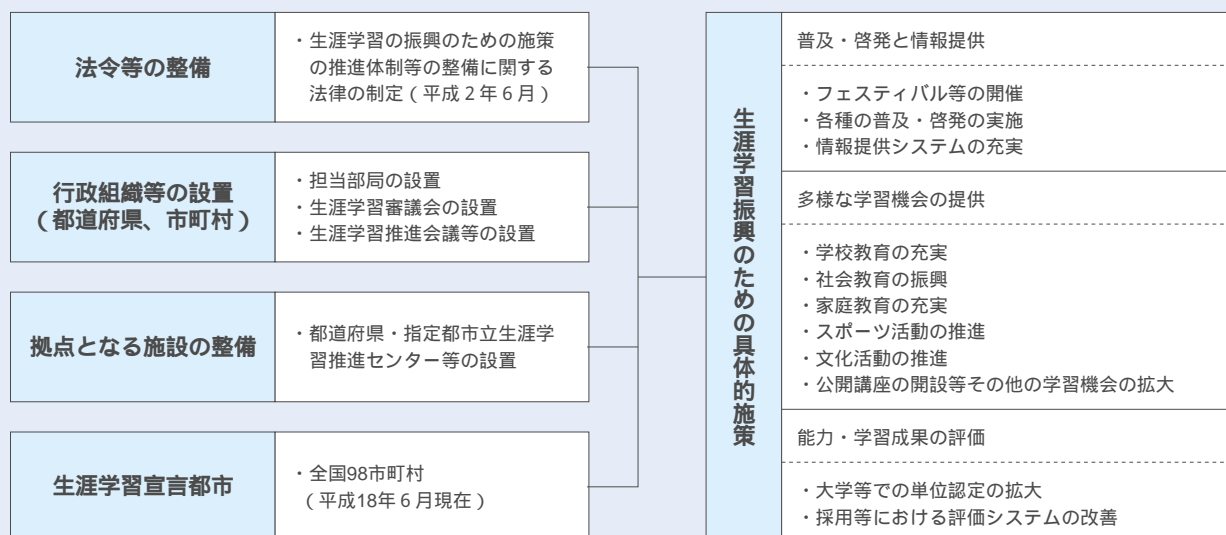
イ 学校における多様な学習機会の確保

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が介護・福祉などの高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めることができるよう、福祉施設等における介護体験活動への取組等、実践的な活動を推進している。

平成14年度から実施している、小・中学校の現行学習指導要領においては、ボランティア活動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努めている（高等学校は15年度から実施）。

図2-3-21 生涯学習の推進体制の整備



資料：文部科学省

また、小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を始めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」等を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図るなどの取組を行う「豊かな体験活動推進事業」を実施している。

様々な学習歴や生活環境を有する者に対しては、広く高等学校教育の機会が確保されるよう、多様な履修形態を可能とする単位制高等学校が制度化されており、平成18年度は、全国で738校設置されている。

なお、学校現場において、児童生徒の指導に当たる教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)に基づき、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者については、特殊教育諸学校、社会

福祉施設等での介護等の体験が義務付けられている。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

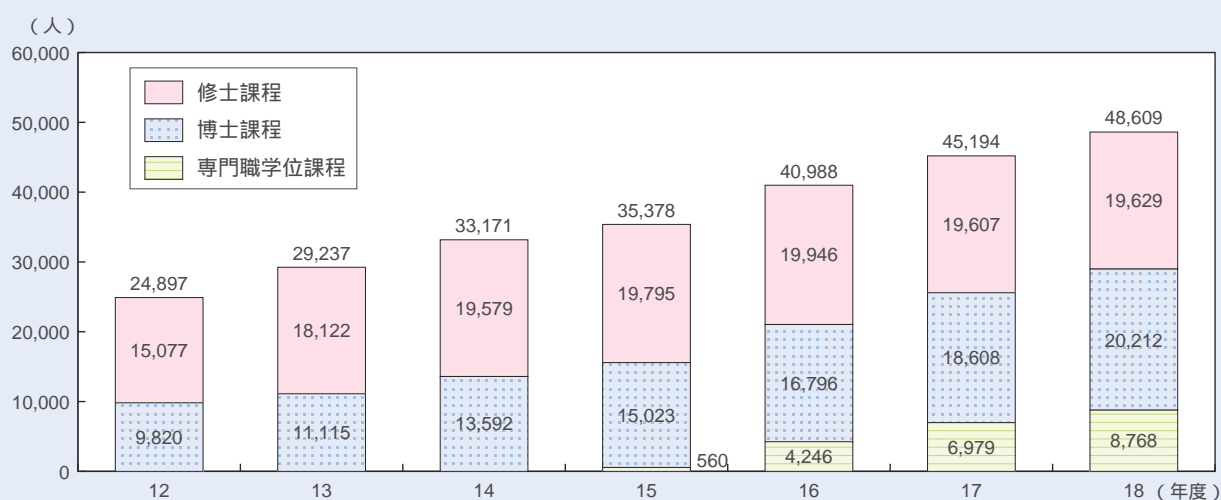
生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜、夜間大学院の設置、昼夜開講制、科目等履修生制度、長期履修学生制度、通信教育、公開講座の実施などを行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを促進している(図2-3-22)。

社会人特別選抜は、大学等への入学を希望する社会人に対し、小論文、面接等を課すことによって行う特別な入学者選抜制度であり、平成18年度は、483大学(学部)で実施されている。

専ら夜間において教育を行う夜間大学院は、平成18年度は、28大学において設置されている。

昼夜開講制は、昼間及び夜間の双方の時間帯に授業を行い、学生の生活形態に応じた履修を可能にする制度であり、平成18年度は、60大学(学部)、292大学(大学院)で実施されている。

図2-3-22 大学院の社会人学生数の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」(各年度5月1日現在)

(注) 修士課程 { 修士課程及び博士前期課程(医・歯学及び獣医学を除く一貫制博士課程を含む) }

博士課程 { 博士後期課程(医・歯学及び獣医学の博士課程を含む) }

科目等履修生制度は、1又は複数の授業科目を履修する社会人等に対し、単位の授与を可能とする制度であり、17年度は、科目等履修生制度を置く大学は、681大学、科目等履修生の数は、1万8,079人となっている。

長期履修学生制度は、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修し卒業することを認められる制度であり、平成17年度は155学部、354研究科で実施されている。

通信教育を行う大学は、平成18年度では、35大学(学部)で、18大学(大学院)であり、学生数は160,622人(学部)、2,408人(大学院)となっている。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接

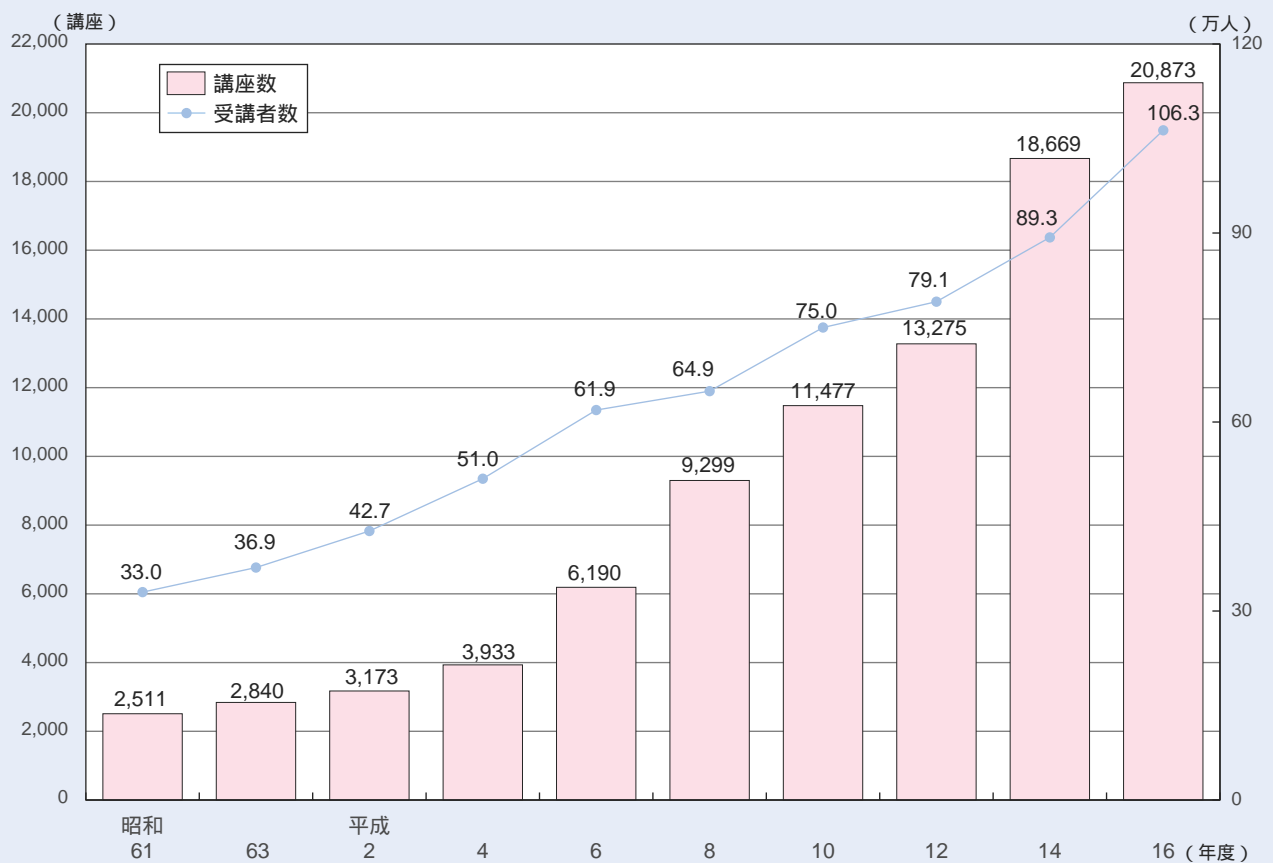
社会に開放し、大学公開講座を実施している(図2-3-23)。

放送大学においては、テレビ、ラジオなどのメディアを活用して広く社会人等に大学教育の機会を提供している。同大学在学者は、60歳以上の割合が大学は13.1%、大学院は14.2%、会社員や公務員などの有職者の割合が大学は40.5%、大学院は70.2%となるなど、その属性は多岐にわたっている(図2-3-24)。また、放送授業を視聴するための学習センターを全都道府県において整備している(平成18年度50か所)。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

多様な学習活動を推進するためには、学校が

図2-3-23 大学公開講座の実施状況の推移



資料：文部科学省「大学改革の進捗状況等について」

有する教育機能や施設を地域に開放し、地域社会の学習ニーズにこたえていくことが必要である(表2-3-25)。

このため、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針に基づき、積極的に学校開放を促進している。

また、小・中学校の余裕教室について、「余裕教室活用指針」(平成5年文部省教育助成局長、

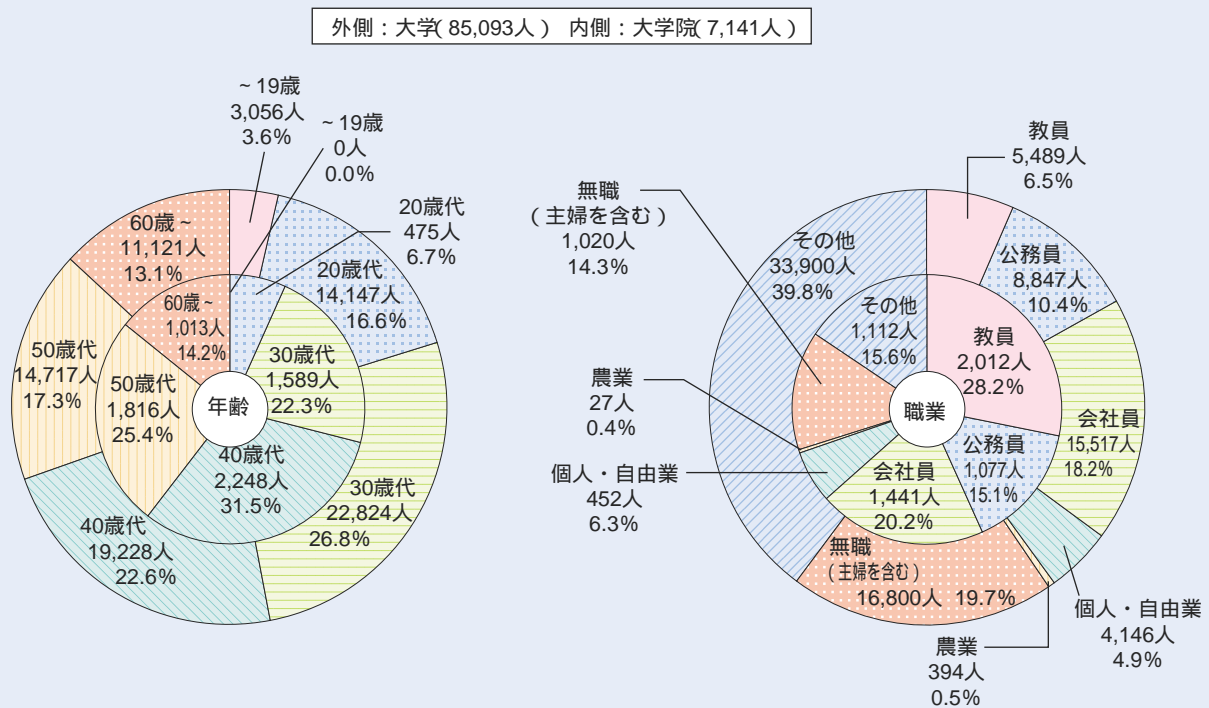
大臣官房文教施設部長、生涯学習局長通知)に基づき、学校施設の本来の機能に配慮しつつ、積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するために、地方公共団体による転用が促進されるよう、具体的事例の紹介等を行っている。

ウ 多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の充実

地域の様々な社会教育活動は、高齢者の生き

図2-3-24 放送大学在学者の年齢・職業



資料：放送大学(平成18年度第2学期)

表2-3-25 学校施設の開放状況

	いずれかの施設で開放している	各施設の開放状況				開放していない
		校舎	体育館	グラウンド	プール	
小学校	97.4	42.7	93.8	87.7	43.1	2.6
中学校	94.6	27.5	89.1	70.9	8.4	5.4
高等学校	73.7	29.6	39.8	50.4	2.1	26.3
計	93.7	37.3	87.3	79.5	29.6	6.3

資料：文部科学省(平成16年度実績)
(注)調査対象は、全国の公立学校

がいが高めるとともに、各世代が高齢者との交流や高齢化問題についての学習を通して、高齢社会についての理解を深める役割を果たしている。

公民館を始め、図書館、博物館、女性教育施設等の社会教育施設や教育委員会において、幅広い年齢の人々を対象とした多くの学習機会が提供されている。この中には、高齢社会について理解を促進するためのものや高齢者を対象とする学級・講座も開設されている（表2-3-26）。

これらの学級・講座に加え、社会教育施設が中核となり、高齢者問題などを始め、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図った。

あわせて、社会教育の活性化のためには社会教育関係団体の果たす役割が非常に大きいことから、これらの団体が一層活性化するための調査研究の実施や、現代的課題に関する事業のモデルプログラムの開発や事例収集を行い、その成果を全国的に普及した。

さらに、近年の情報通信技術の発展を踏まえ、ITの活用による多様な学習機会の提供が期待されていることから、エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）の活用により、社会教育施設等に対して多様な教育・学習情報の提供に努めるとともに、地域の特色あるコンテンツを全国に配信し、地域における学習・交流の場の拡大に努めている。

（イ）文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、以下の取組を通じて文化活動の活性化と定着化を図った。

地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文

表2-3-26

教育委員会及び公民館における高齢者対象の学級・講座の状況

（講座）

区 分	平成16年度間	平成13年度間
学級・講座数	57,356 講座	45,501 講座
教養の向上	34,032	25,215
体育・レクリエーション	8,533	9,898
家庭教育・家庭生活	3,332	2,845
職業知識・技術の向上	1,264	823
市民意識・社会連帯意識	5,313	4,334
その他	4,882	2,386

資料：文部科学省「社会教育調査」

化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流を行った。

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会を提供した。

国立の博物館等における高齢者の無料入館等による芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、公私立の文化施設に対する情報の提供や職員研修等の実施など、運営に対する支援を行った。

（ウ）スポーツの振興

国民のだれもが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種生涯スポーツ振興施策を実施している。

エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、時間的余裕に乏しく、学習歴や学習目的も多様な勤労者が、学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要である。

このため、労働者の職業設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針を定め、有給教育訓練休暇制度等の普及促進などを行っている。

また、教育訓練給付金制度については、大学・大学院等の講座を指定の対象に加える等の講座指定の重点化を行い、これらの活用により、勤労者の自発的な能力開発を支援している。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者自身が社会における役割を見だし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている（図2-3-27）

また、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓

発普及、高齢者ボランティア活動への支援等を行っている。さらに平成18年10月には全国健康福祉祭（ねんりんピック）を静岡県で開催した。

高齢者の持つ豊かな知識・経験や学習の成果をいかした社会参加活動を支援する観点から、高齢者の社会参加活動の振興方策について国民各層による幅広い意見交換を行う全国高齢者社会参加フォーラムの開催（平成18年度は10月7日に茨城県にて「笑いとは元気の秘訣」をテーマに開催）等を行った。

既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする人たちなどの参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活（エイジレス・ライフ）を実践している高齢者、地域社会とのかかわりを持ちながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を幅広く紹介している。

図2-3-27 老人クラブ数と会員数の推移



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」（厚生省報告例、平成12年度から福祉行政報告例）（各年度3月末現在）

(イ) 高齢者の海外支援活動

国際交流の進展に従い、高齢者の持つ豊かな知識、経験、能力を海外において活用することが重要となっている。

このため、中高年層の海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じ行っている(図2-3-28)。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送等の充実を図るため、字幕番組等の制作に対し助成を行っている。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動は国民生活を豊かにする上で大きな可能性があるものとして注目されており、平成17年4月におけるボランティア活動者総数は738万6,000人、ボランティアグループ数は12万4,000グループに達しており、また、活動内容も高齢者や障害者に対する活動、子どもの

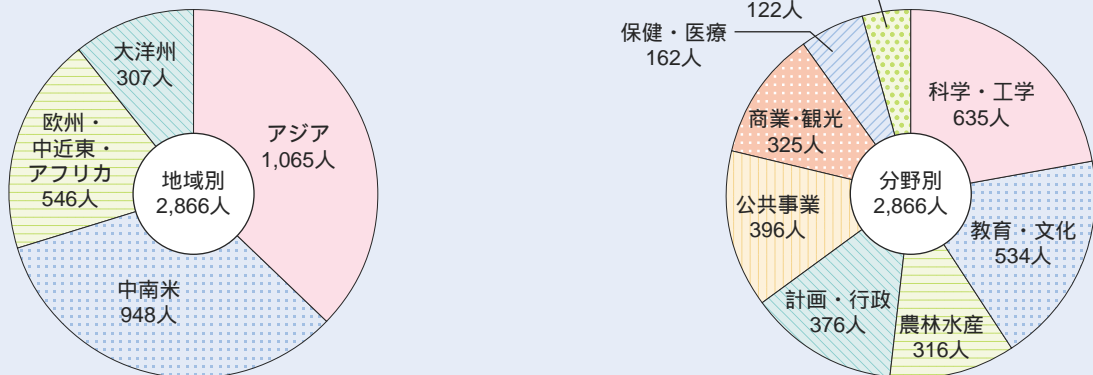
健全育成に関する活動、自然保護やまちづくりに対する取組など多岐にわたっている(図2-3-29、表2-3-30)。

ボランティア活動の基盤の整備については、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会におけるボランティアセンターの活動等を支援している。都道府県・指定都市社会福祉協議会に対しては、社会人等にボランティア活動の機会を提供する社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成・運営方法等の習得を目的とした養成研修等を内容とするボランティア振興事業に対し補助を行っている。

全国社会福祉協議会に対しては、全国ボランティア活動振興センター運営事業として、都道府県・指定都市ボランティアセンター担当者の研修、全国ボランティアフェスティバル開催等に対し補助を行っている。

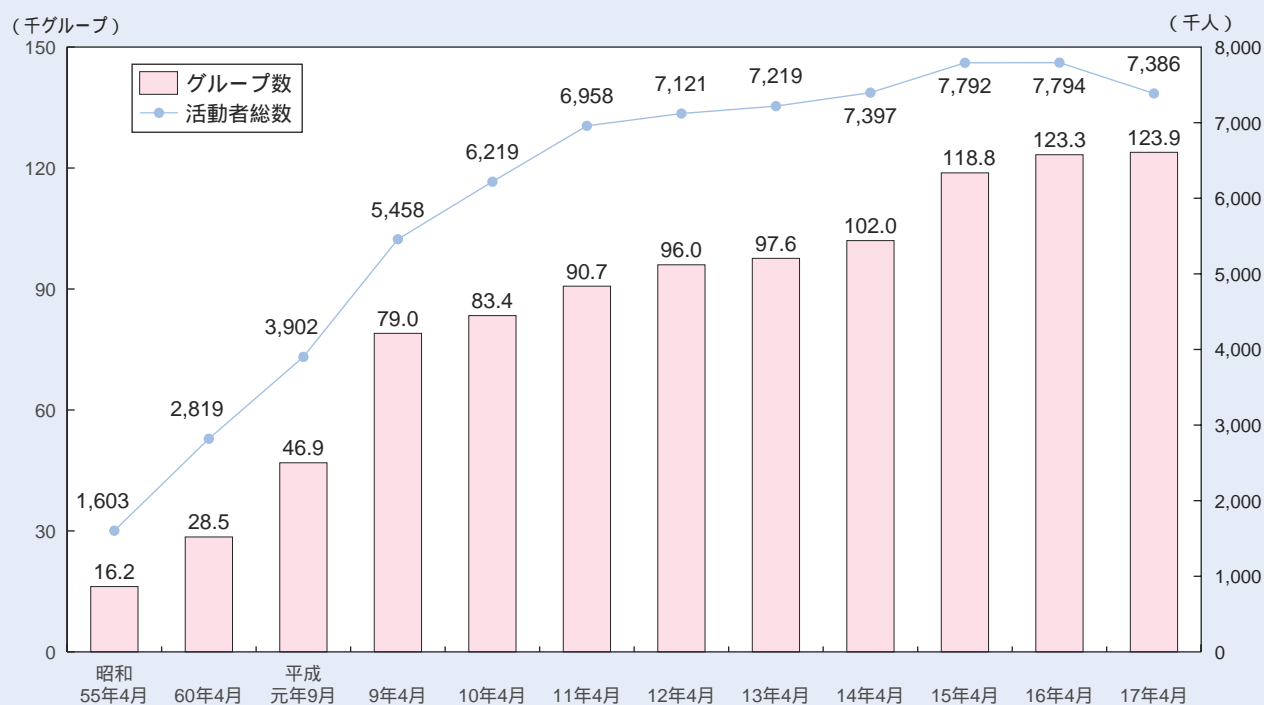
子供から大人、そして高齢者までの幅広い年代の国民が、日常的にボランティア活動を行い、相互に支え合うような地域社会の実現を目指して、地域におけるボランティア活動の多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、ボランティア活動の全国的な展開を、平成17年度に引き続

図2-3-28 地域別・分野別 シニア海外ボランティアの派遣者数



(注)平成2年度(事業開始)~平成19年1月31日現在

図2-3-29 ボランティア数の推移



資料：全国社会福祉協議会「ボランティア活動年報 2005年」

(注) 都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターが把握している数値である。

表2-3-30 ボランティア活動の内容

(i) 活動型(複数回答) (%)

活動類型	団体・グループ (%)	個人 (%)
人に対して直接サービスを提供している(対人サービス型)	43.2	53.7
人との交流を行っている(交流型)	45.7	51.2
社会的に不利な立場におかれた人々への支援活動(支援型)	43.1	39.9
特定の人を対象とするよりは、テーマに沿った活動を行っている(テーマ型)	35.3	29.2

(ii) テーマ型の活動を行っているもののテーマ内容 (%)

テーマの内容	団体・グループ (%)	個人 (%)
伝統文化の継承や芸術の普及	12.0	13.1
環境保全・自然保護	15.1	20.2
国際的な支援活動	3.1	3.7
まちづくり	20.8	15.0
防災・災害・安全	2.9	5.4
その他	38.9	29.3
無回答	7.2	13.3

(iii) 対人サービス型、交流型、支援型の活動を行っているものの活動対象者(複数回答) (%)

活動の対象者	団体・グループ (%)	個人 (%)
高齢者や介護者	55.2	63.8
障害児・障害者やその家族	52.5	52.9
子ども	18.8	22.2
子育て中の人	9.1	10.0
在日外国人・留学生	1.4	3.2
ホームレス	0.3	0.5
難病患者やその家族	4.3	5.0
海外の人々	1.1	1.6
その他	12.1	9.8

資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査」(平成13年12月31日現在)

き推進した。さらに、国民のボランティア活動への理解や関心を高めるため、ボランティア活動について身近に感じ、考える機会として「ボランティア活動推進全国フォーラム」を全国7カ所で開催するなど、地域社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成を図り、活動を行うきっかけづくりを行った。

大学や高等学校の入学選抜においては、ボランティア活動や社会奉仕活動に対し、適切な評価が行われるよう配慮を求めている。

さらに、小学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点（居場所）を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、放課後や週末等における様々な体験活動や交流活動等を実施した。平成18年度は、全国8,318か所で事業を展開した。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、特定非営利活動法人の認証・監督等、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）の施行や、市民活動に関する実態調査、特定非営利活動法人の活動基盤強化に関する普及啓発などを行った。また、特定非営利活動法人のうち相当の公益性を有すると認められる法人の活動を支援するための認定特定非営利活動法人制度について、普及啓発を行った（表2-3-31）。

また、国民のボランティア活動の裾野拡大のため、ボランティア団体が内閣府ホームページにおいてイベント開催やボランティア募集を案内することが可能な「ボランティアウェブ」の運用により普及啓発活動を行った。

表2-3-31 特定非営利活動法人の認証数

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	1,206	神奈川県	1,812	大阪府	2,232	福岡県	967
青森県	223	新潟県	403	兵庫県	1,062	佐賀県	221
岩手県	273	富山県	188	奈良県	229	長崎県	284
宮城県	424	石川県	207	和歌山県	241	熊本県	347
秋田県	148	福井県	172	鳥取県	119	大分県	327
山形県	244	山梨県	189	島根県	152	宮崎県	198
福島県	389	長野県	623	岡山県	378	鹿児島県	350
茨城県	363	岐阜県	427	広島県	444	沖縄県	268
栃木県	344	静岡県	643	山口県	271	都道府県	27,533
群馬県	492	愛知県	972	徳島県	171	内閣府	2,401
埼玉県	1,039	三重県	416	香川県	159	全国	29,934
千葉県	1,135	滋賀県	322	愛媛県	229		
東京都	5,278	京都府	768	高知県	184		

資料：内閣府国民生活局（平成10年12月1日～18年12月31日累計）

4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策との連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を推進する。

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の形成のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、平成18年6月に「住生活基本法」(平成18年法律第61号)が制定された。

「住生活基本法」においては、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進に関して、4つの基本的理念(現在及び将来の住生活の基盤となる住宅の供給等、住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成、民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護、低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保)を定めるとともに、基本理念の実現に向けた各主体の責務、基本的な施策等を定めており、同年9月には、同法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、推進するための基本的な計画として「住生活基本計画(全国計画)」を閣議決定した(表2-3-32)。

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫の証券化支援事業及び融資並びに勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じている。

(イ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

高齢者世帯の増加に対応するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。)に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図っている。

(ウ) 公共賃貸住宅の適切な供給

公共賃貸住宅の供給は、民間による賃貸住宅の供給を補完するものであり、公営住宅、都市機構賃貸住宅、公社賃貸住宅等それぞれの目的に応じた住宅の供給に努めている。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的に整備が行われており、平成17年度末のストックは約219万戸となっている。

都市機構賃貸住宅は、大都市地域等においてファミリー向け賃貸住宅を中心として独立行政法人都市再生機構が供給しており、平成17年度末の管理戸数は約77万戸となっている。

公社賃貸住宅は、地方住宅供給公社により、地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、住宅金融公庫融資や地方公共団体融資等の資金を活用して供給されており、平成17年度末の管理戸数は約15万戸となっている。

また、既設公営住宅及び既設都市機構賃貸住宅について高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の改善を推進するとともに、特に老朽化し

た公共賃貸住宅については、居住水準の向上等を図るため、建て替えを計画的に推進している。

(エ) 住宅市場の環境整備

ライフステージに応じた住み替えや買い換えを通じて既存住宅ストックを十二分に活用し得るような市場を整備するため、既存住宅流通市場、住宅リフォーム市場等の環境整備に向けた施策を展開している。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

高齢者の多様な居住形態に対応した住宅供給を促進していく必要があるため、住宅金融公庫の証券化支援事業において、親族居住用住宅を対象としている。さらに、親の住宅を子が債務者となって建設する場合等に融資を行う住まいひろがり特別融資（親族居住型）親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施している。

表 2 - 3 - 32 住生活基本計画（全国計画）における高齢社会対策に関する目標、成果指標及び基本的な施策

目標	目標の達成状況を示す成果指標	基本的な施策
1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継	【ユニバーサルデザイン化の推進】 ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 【10%(H15) 25%(H27)】	高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。
4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	【高齢者等への配慮】 ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化（注1） 【29%(H15) 75%(H27)】 うち、高度のバリアフリー化（注2） 【6.7%(H15) 25%(H27)】 （注1）一定のバリアフリー化： 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当 （注2）高度のバリアフリー化： 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当	高齢者、障害者、小さな子どものいる世帯、外国人、ホームレス等の居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るほか、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供等を行う。 高齢者、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備を推進する。

住生活基本計画（全国計画）における「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標」は、上記のほか「2 良好な居住環境の形成」、「3 国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」がある。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/jyuseikatsu/hyodai.html>

資料：国土交通省

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度に、専ら高齢者に賃貸する住宅についてより詳細な情報提供を行う制度として高齢者専用賃貸住宅制度を平成17年度に追加し高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、登録された賃貸住宅（登録住宅）に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図っている。

また、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、関係団体等が連携して、高齢者等に対する居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業を平成18年度に創設し、上記制度と併せ、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援

に取り組んでいる。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公共賃貸住宅については、高齢者のニーズに対応するため、公営住宅において、高齢者世帯を優先入居の対象とする老人世帯向公営住宅を供給している。また、60歳以上の者については単身入居を認めるとともに、高齢者世帯の入居収入基準を地方公共団体の裁量で一定額まで引き上げることができるようにしている。

都市機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対して、新規賃貸住宅における募集時に当選率を優遇するとともに、1階又はエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの措置を行っている（表2-3-33）。

表2-3-33 公営住宅等の高齢者向け住宅建設戸数

年度	老人世帯向公営住宅建設戸数	都市機構住宅の優遇措置戸数			住宅金融公庫の割増貸付け戸数
		賃貸	分譲	計	
平成2年度	937	2,665	684	3,349	
3	1,109	2,014	608	2,622	21,498
4	1,324	2,088	221	2,309	27,934
5	2,178	2,096	217	2,313	57,795
6	1,438	1,658	796	2,454	80,365
7	2,032	2,532	572	3,104	20,593
8	1,941	3,146	442	3,588	55,951
9	1,563	3,198	485	3,683	38,689
10	2,057	3,143	571	3,714	34,832
11	2,333	4,349 (946)	531	4,880	11,831
12	1,476	8,265 (2,317)	212	8,477	4,951
13	1,216	10,344 (4,963)	123	10,467	2,822
14	1,203	8,959 (4,117)	149	9,108	1,115
15	627	7,574 (3,524)	45	7,619	558
16	724	5,510 (3,353)	0	5,510	244
17	1,333	2,944 (1,662)	0	2,944	60

資料：国土交通省

(注1) 平成15～17年度の老人世帯向公営住宅建設戸数については実績見込みである。

(注2) 都市機構住宅の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む。）

(注3) 優遇措置の内容としては、当選率を一般の10倍としている。

(注4) ()内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

(注5) 住宅金融公庫の割増（平成10年に制度改正）貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。

(エ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度を平成18年に創設し、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えを図っている。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、高齢者が安心して住み続けることができるよう、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化の施策を積極的に展開している(表2-3-34)。

高齢者居住法に基づき、民間土地所有者によるバリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅の供給促進を図る高齢者向け優良賃貸住宅制度や、加齢対応構造等を有する住宅への改良に対して住宅金融公庫等の金融機関が行う融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特例制度を設けている。

住宅金融公庫においては、証券化支援事業(買取型)において、バリアフリー等の性能が高い住宅に金利の引下げを行う優良住宅取得支援制度を設けている。さらに、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増貸付けを行うとともに、バリアフリー化工事等を施した住宅の建設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行っている。

表2-3-34

高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の概要

趣旨

・高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って身体機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるような住宅の設計に関する指針を定めるもの。

主な内容

- ・玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室等是可以できる限り同一階に配置
- ・住戸内の床は、原則として段差のない構造
- ・階段、浴室、便所には手すりを設置、玄関、脱衣室等には手すりの設置又は設置準備
- ・通路、出入口は、介助用車いすの使用に配慮した幅員(通路78cm以上、出入口75cm以上)
- ・階段の勾配、形状等の安全上の配慮
- ・便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

資料：国土交通省

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅(不良住宅密集地区の改良等による住宅)及び都市機構賃貸住宅について、段差の解消等の高齢化に対応した仕様を標準化している。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について補助の対象としている。都市機構賃貸住宅についても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準としている。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合でも、可能な限り自立かつ安心して在宅生活を営めるようにするためには、住宅設備等のハード面での配慮に加えて、医療・福祉サービスといったソフト面からも生活の支援を行っていくことが重要である。このため、福祉施策と

の連携を図りつつ、高齢者向けの公共賃貸住宅の整備を積極的に推進している。

シルバーハウジング・プロジェクト事業として、日常生活上自立可能な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯等を対象に、LSA（ライフサポートアドバイザー：生活援助員）による日常の生活指導や安否確認などのサービスが受けられ、かつ、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給を推進しており、建設費等の補助を行っている。平成18年度末現在、821団地、2万1,975戸を管理している。また、民間の土地所有者等が供給する高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅等についても、生活援助員の派遣に対し支援を行っている（図2-3-35）。

また、平成18年度から、一定の要件を満たし都道府県知事に届け出た高齢者専用賃貸住宅を

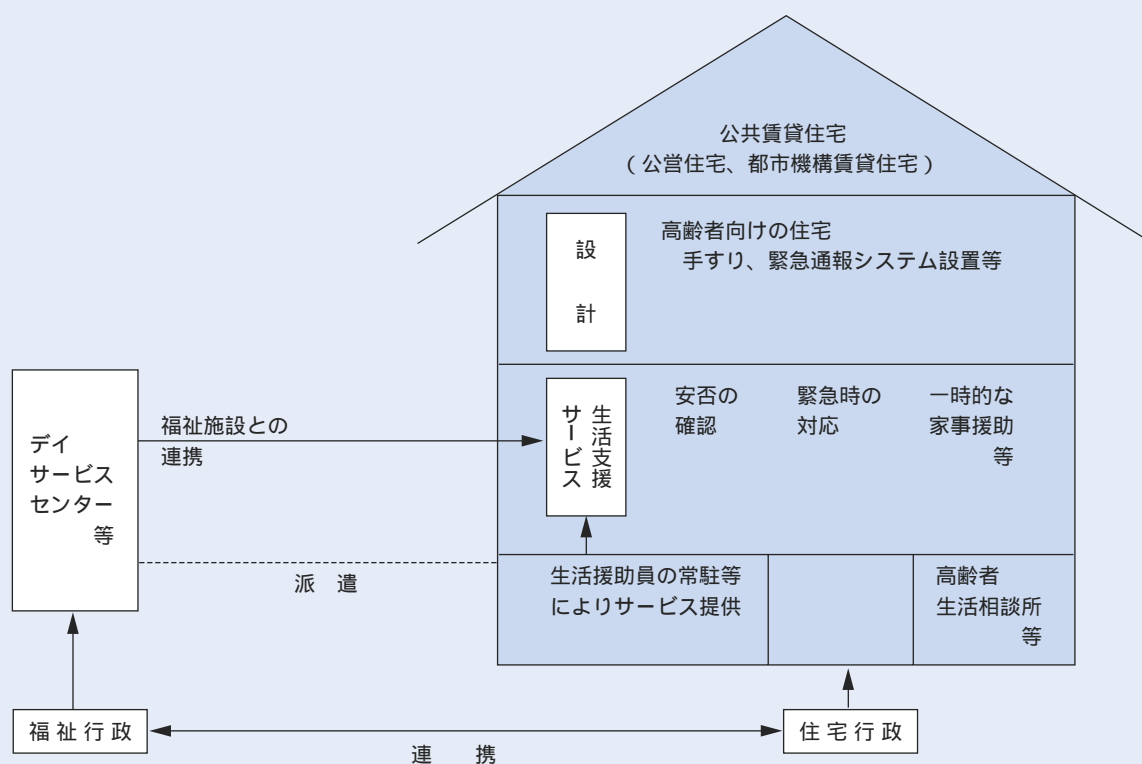
介護保険法の特定施設として取り扱うこととなり、さらに一定の人員基準等を満たした場合には特定施設入居者生活介護の指定を受けられることとして、連携を図っている。

さらに、高齢者住宅対策など、地域特性に応じた住宅対策の目標、具体的施策の展開方針等を内容とする地方公共団体による住宅マスタープランの策定に対して補助を行っている。

（2）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等誰もが社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活できる社会の実現に向けて、平成16年6月に決定された「バリアフリー化推進要綱」（バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）を指針として、政府一体とな

図2-3-35 シルバーハウジング・プロジェクトの概念図



資料：国土交通省

って社会のバリアフリー化の推進に取り組んでいる。

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する必要がある。このため、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備している（表2-3-36）。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

（ア）交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号。以下、「交通バリアフリー法」という。）は、交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改造及び車両等の新規導入に際し、移動円滑化基準への適合を義務付けるとともに、既設の旅客施設及び車両については努力義務を課し、また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化を進める制度を導入することを内容としている。同法に基づき、バリアフリー化の目標や交通事

業者等が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した、「移動円滑化の促進に関する基本方針」（平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号）が策定されている（表2-3-37）。このうち、16年10月に、市町村が作成する基本構想の指針となるべき事項について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について配慮されるよう基本方針を改正しその旨を明確化した。

交通バリアフリー法に基づく基本構想については、1日の利用者数が5,000人以上である旅客施設が所在する市町村のうち、73%（524市町村中、382市町村）が作成ないしは作成を予定しており（平成18年10月末日現在）これまで216市町村（基本構想数は260）において作成されたものを受理した（18年12月末日現在）。

（イ）ガイドライン等の策定

公共交通機関の旅客施設、車両等について、バリアフリー化の望ましい内容を示し、交通事業者等がバリアフリー化を進める際の目安としてもらうことにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。このため、旅客施設については、平成13年8月に策定した「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に基づきバリアフリー化を実施するとともに、本ガイドラインの検討過程において残された課題に対応す

表2-3-36 高齢者に配慮したまちづくりの総合的な推進

事業の名称	事業の概要
バリアフリー・環境整備促進事業	高齢者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。
共生のまちづくり推進	地方公共団体が行う、高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための取組に対し、支援を行う。

資料：国土交通省、総務省

るため、14年10月に「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」を策定し、同年12月には、視覚障害者誘導用ブロックに関するガイドラインを取りまとめた。

車両等については、平成12年12月に策定した「旅客船バリアフリー～設計マニュアル～」、13年3月に策定した「公共交通機関の車両に関するモデルデザイン」、15年3月に策定した「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」、17年3月に策定した「旅客船バリアフリーハンドブック」に基づきそれぞれバリアフリー化を進めた。このうちノンステップバスについては、16年1月に標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設した。また、18年3月には、「旅客船のバリアフリー化に関する事例集」を策定した。

さらに、歩行空間について、交通バリアフリー法に基づく道路の移動円滑化基準の具体的な

考え方等を解説した「道路の移動円滑化整備ガイドライン（平成14年12月策定）」を踏まえ、バリアフリー化を推進している。また、重点整備地区以外の歩道においても、バリアフリーの観点を踏まえた整備を行うため、「歩道の一般的構造に関する基準」（国土交通省都市・地域整備局長、道路局長通達）を17年2月に改正した。

（ウ）公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している（表2-3-38）。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター等バ

表2-3-37 交通バリアフリー法に基づく基本方針に定められたバリアフリー化の目標

バリアフリー化の目標

1 旅客施設

2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の原則としてすべての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、

- (1) 段差の解消
 - (2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - (3) 身体障害者用のトイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

2 車両等

2010年までに、以下のバリアフリー化を達成する。

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000	約15,000(約30%)
乗合バス車両	約60,000	原則として、10～15年で低床化された車両に代替
		(うちノンステップバス 約12,000～15,000(20～25%))
旅客船	約1,000	約500(約50%)
航空機	約420	約180(約40%)

3 一般交通用施設

重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として2010年までに移動円滑化を実施する。

- 4 2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

資料：国家公安委員会、総務省、国土交通省

リアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター等の設置について、税制上の特例措置を講じている。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行っているほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車の導入について、税制上の特例措置を講じている。

そのほか、狭軌の路面電車の超低床を実現するため、低床型路面電車（LRT）の狭軌超低床化に関する技術開発を支援している。

（エ）歩行空間の形成

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実

施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、幅の広い歩道等の整備、歩道の段差解消・勾配等の改善、上下移動の負担を軽減するためのスロープや昇降装置付きの立体横断施設の設置、歩行者用案内標識の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供、信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、信号灯器のLED（発光ダイオード）化を推進し、高齢歩行者等の安全の確保を図っている。

表 2 - 3 - 38 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

（1）旅客施設のバリアフリー化の状況（注1）

	1日当たりの平均利用者数5,000人以上の旅客施設数	平成17年度末		1日当たりの平均利用者数5,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数	平成17年度末 身体障害者用 トイレ
		段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック		
鉄軌道駅	2,771	1,560(56.3%)	2,309(83.3%)	2,651	1,137 (42.9%)
バスターミナル	44	33(75.0%)	24(54.5%)	35	7 (20.0%)
旅客船ターミナル	7	5(71.4%)	4(57.1%)	7	2 (28.6%)
航空旅客ターミナル	23	10(43.5%)	20(87.0%)	23	20 (87.0%)
		(100% 注2)			

（注1）交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づく移動円滑化基準に適合するものの数字。

なお、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上であり高低差5メートル以上の鉄軌道駅において、エレベーターが1基以上設置されている駅の割合は69.1%、エスカレーターが1基以上設置されている駅の割合は70.9%となっている。

（注2）航空旅客ターミナルについてのエレベーター・エスカレーター等の設置は、平成13年3月末までに100%達成されている。

（2）車両等のバリアフリー化の状況

	車両等の総数	平成17年度末 移動円滑化基準に 適合している車両等
鉄軌道車両	51,595	16,586 (32.1%)
低床バス	57,739	16,237 (28.1%)
うちノンステップバス		8,639 (15.0%)
旅客船	1,131	90 (8.0%)
航空機	483	227 (47.0%)

（注）「移動円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動円滑化基準への適合をもって算定

（3）福祉タクシーの導入状況

平成17年度末 9,699両

（タクシー車両総数 273,181両）

資料：国土交通省

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備と車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策を実施している。

また、外周道路を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区や中心市街地の街区などにおいて、一般車両の地区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とし、併せて無電柱化や緑化等の環境整備を行って、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図ろうとする「くらしのみちゾーン」を形成するため、平成19年3月までに意欲の高い55地区を登録し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施している。

さらに、積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等、特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施している。

(オ) 道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線（ゆずりあい車線）の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を行っている。

(カ) 交通バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人が交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、だれもが高齢者等に対し、自然

に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「交通バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進している。

ウ 建築物・公共施設等の改善

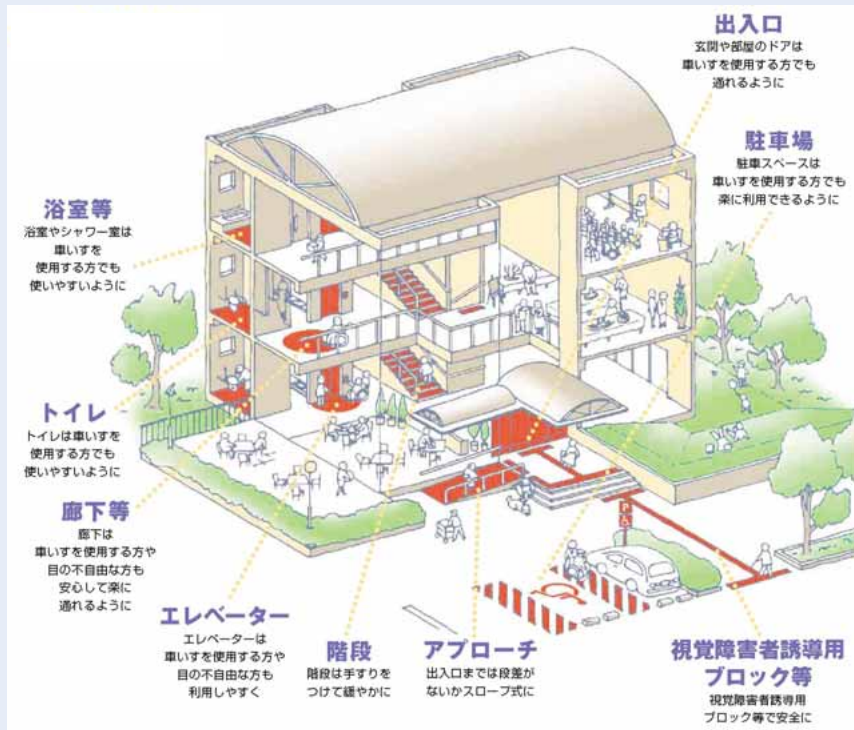
「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号。以下、「旧ハートビル法」という。)(平成18年12月以降は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号))に基づき、高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、不特定多数の者又は主に高齢者等が利用する特定の建築物の一定の新築・増改築の際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している(図2-3-39)。また、優良な建築計画については所管行政庁が認定をすることができ、これにより認定を受けた一定の建築物については、補助制度、融資制度、税制上の特例等の支援措置を講じ、整備の促進を図っている(図2-3-40)。

さらに、ユニバーサルデザイン等の観点から配慮が望ましい事項の紹介(乳幼児連れの人への対応、災害時の避難安全確保の在り方、便所におけるオストメイト(人工肛門保持者等)対応の在り方、ホテル客室内のきめ細やかな対応の在り方等)や優れたバリアフリー対応建築物の具体例の紹介を加えた建築設計標準の普及を推進している。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。

図 2 - 3 - 39

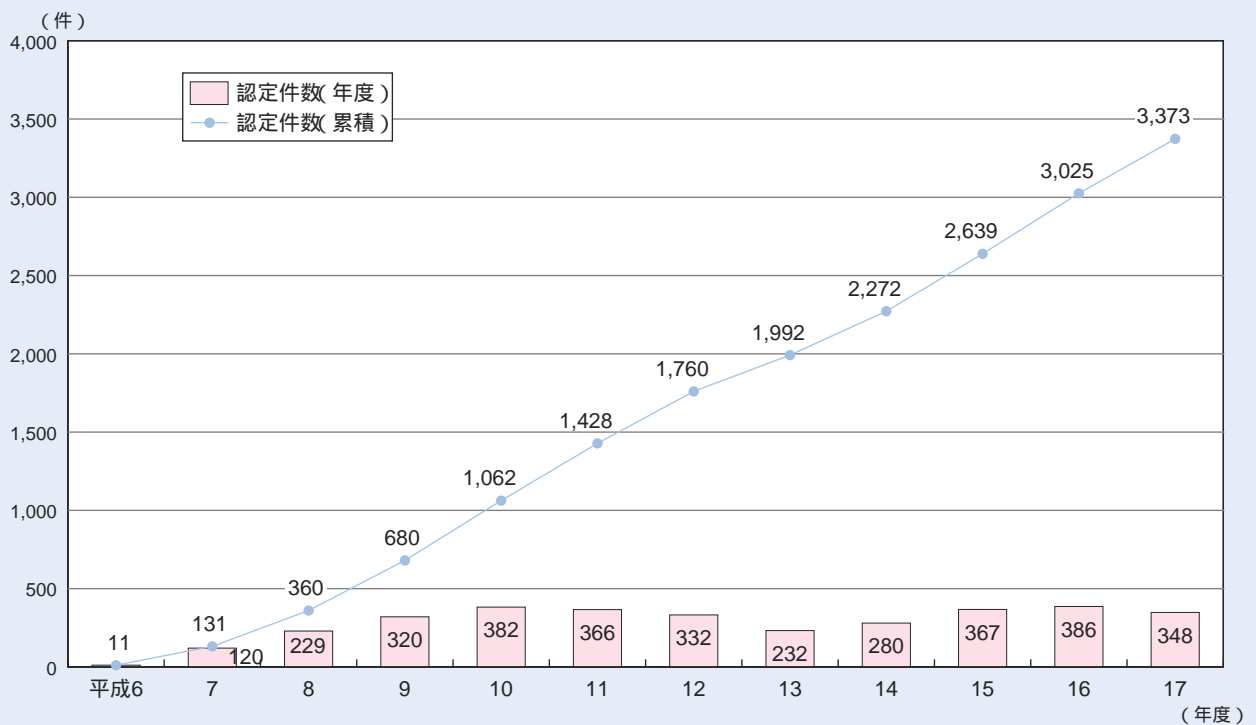
バリアフリー化された建築物のイメージ



資料：国土交通省

図 2 - 3 - 40

旧ハートビル法に基づく認定実績



資料：国土交通省

また、既存施設について、自動ドア、エレベーター等の改修を積極的に実施している。

都市公園において、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に活動できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能なトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進している。

エ 福祉施策との連携

高齢者に配慮したまちづくりを一層効果的に推進していくため、福祉施策との連携を図りつつ、施策を展開している。

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して、社会福祉施設等の併設を原則化しているほか、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行っている。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出と農園等との整備を一体的に行った。

オ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

高齢者、障害者のみならず可能な限りすべての人を対象に想定し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方で、公共交通機関や主な駅周辺等の歩行空間、病院等の不特定多数の方が利用する建築物等に関するバリアフリー施策を総点検し、今後の社会資本整備、公共交通行政分野における取組方針を「ユニバーサルデザイン政策大綱」として平成17年7月に公表した。今後、本大綱に基づき、すべての人々が安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー環境の整備を

一層推進していくこととしている。

その一環として、公共交通機関等のバリアフリー化を推進する交通バリアフリー法と建築物のバリアフリー化を推進するハートビル法を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)が平成18年6月に成立し、同年12月に施行された。

同法に基づき、主務大臣によるバリアフリー化の促進に関する基本方針の策定、対象施設等の新設時等におけるバリアフリー義務化及び既設施設についてのバリアフリー努力義務化(バリアフリー化を求める対象施設に一定の道路、路外駐車場、都市公園を追加、車両等に福祉タクシーを追加)、市町村が作成する基本構想において位置づける重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進(基本構想の作成対象エリアを拡大、特定事業の範囲として道路、路外駐車場、都市公園を追加、バリアフリー化された経路を整備・管理する場合の協定制度を創設)、基本構想の作成に係る協議会制度及び住民等による作成提案制度の創設等の取組の実施等を行っている。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月中央交通安全対策会議決定。計画期間：18～22年度)、「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」(平成15年3月交通対策本部決定)及び「社会資本整備重点計画」(平成15年10月閣議決定。計画期間：15～19年度)に基づき、〔1〕高齢歩行者、高齢自転車利用者等の交通安全対策、〔2〕高齢運転者の交通安全対策、〔3〕市民参加型の交通安全活動の推進及び高齢者保護の強化を重点として、

ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備、車両安全対策による歩行者保護等、交通事故実態の調査分析等に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の徹底、高齢運転者に対する講習等の充実、他の世代の運転者に対する働きかけ等の対策を推進するとともに、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の資質向上と活性化を含め、地域社会、家庭、学校等における交通安全対策を推進している。

また、高齢運転者の交通事故の防止を図るため、記憶力、判断力等の認知機能に関する検査の導入や高齢者標識の表示義務付け等を盛り込んだ「道路交通法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出した。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体と協力して推進している。

また、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行っている。

そのほか、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成18年度長寿社会対策パイロット地区」に指定し、これらの活動を強化した。

高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺を始めとする振り込み詐欺・恐喝については、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（平成14年法律第32号）及び「携帯音声通信事業者によ

る契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号）を活用するなどして、その取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や、金融機関の協力を得ての犯行に使用された口座の凍結などに努めている。その結果、18年中の振り込み詐欺・恐喝の認知件数は、前年に比べ14.2%減少した。

なお、悪質な事業者が高齢者を狙い、次から次へと契約させるなど、手口が悪質化していることから、高齢者や民生委員・ヘルパーなどの高齢者の周りの人々への啓発等が重要となっている。

このため、高齢者及び民生委員・ヘルパーなどの高齢者の周りの人々に対して、消費者問題に関する啓発と対処策の学習を促進するために、「消費者問題出前講座」を全国各地の公民館等の施設において実施した。

また、高齢者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢福祉団体などが参加した「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、平成18年4月に「高齢者の消費者トラブルの防止に向けて」を取りまとめた。その結果、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を日頃から高齢者に接している周りの人々へ迅速に電子メールで届けることを通じて、高齢者に対し注意喚起を行ってもらうために、同年8月よりメールマガジン「見守り新鮮情報」の発行を始めた。

さらに、訪問販売等による住宅リフォーム工事契約に伴う被害が発生し、社会問題になっている状況を踏まえ、消費者が安心してリフォームや耐震改修ができるよう、全国の都道府県・市町村で約1,000箇所のリフォーム相談窓口を設置している。

平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者

の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)が成立し、公布されたところである。

同法において、高齢者の虐待防止及び養護者に対する支援について、都道府県・市町村を中心とした対応が規定されたことから、18年4月の法施行以降各自治体における事務が円滑に実施されるよう、事務マニュアルとして「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を作成・配布した。

また、介護保険制度改正により、平成18年4月以降、各市町村に設置された「地域包括支援センター」において、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談の業務を円滑に行うため、地域包括支援センター職員に対する研修等を行った。

さらに、高齢者を虐待等の人権侵害から保護するため、人権尊重思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実を図っているところである。平成18年度においては、高齢者施設における特設人権相談所の開設数を拡大して、高齢者からの人権相談の取組を強化したほか、家庭や施設における高齢者に対する虐待、家族や訪問販売業者等による高齢者の財産権の侵害等、高齢者を被害者とする人権侵害について、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努めている。

ウ 防災施策の推進

災害時に高齢者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害防止施設の重点的な整備、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を実施した。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既

存施設のバリアフリー化を推進した。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」(昭和24年法律第193号)及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域等内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害情報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定することを進めた。また、土砂防止災害対策基本指針を18年9月に変更し、災害時要援護者の警戒避難体制の一層の充実を図った。

高齢者が過半を占める住宅火災による死者の低減を図るため、平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器等の義務付けを行い、新築住宅については18年6月1日から、既存住宅については条例で定める日から適用され、報道機関、消防団、婦人防火クラブ等との連携により、住宅用火災警報器の早期普及に努めた。また、住宅用火災警報器等の警報音について、音以外の有効な警報の技術的基準について検討し、評価基準の素案を作成した。

高齢者等災害時要援護者に適した消防用機械器具等のあり方について検討し、平成19年度も引き続き検討を行うこととした。

また、平成18年1月8日に発生した認知症高齢者グループホーム火災をうけて、自力避難困難者が入所する施設における防火安全対策のあり方について、同年3月に報告書が取りまとめられ、それを踏まえて政省令の改正等必要な措置について検討した。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に沿った取組の促進を図るため、「福祉と防災との連携の確保」を主要テーマとして検討会を開催し、検討会委員が分担して先進的な事例等を

調査するとともに、調査事例全体を分析し、取組に当たっての重要なポイントについて具体的な方策等を提示した。

また、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保する等の観点から、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」の普及を図った。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

(ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その知識と技能をいかしつつ、生きがいをもって活動できるよう、高齢農業者による担い手への支援、都市住民との交流及び農地や農業用水などの地域資源の保全管理等を促進するとともに高齢者活動支援施設等の整備を実施した。

また、「森林・林業基本法」(昭和39年法律第161号)に基づき、新たに策定された「森林・林業基本計画」(平成18年9月閣議決定)を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承等高齢者の活動を促進した。

(イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組んだ。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行った。

(ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図った。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、農業協同組合や組合員組織が行う介護等の高齢者福祉活動が活発に行われるためのリ・ダー等の育成等の支援などを行った。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備した。

5 調査研究等の推進

「調査研究等の推進」については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

科学技術の研究開発とその活用は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発など各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

認知症、悪性新生物（がん）等の高齢期にかりやすい疾患については、長寿科学総合研究事業等において研究を推進している。

長寿科学総合研究事業において、高齢者に特徴的な疾病・障害の予防、診断及び治療並びにリハビリテーションについての研究を実施した。また、高齢者を支える基盤としての介護保険制度について、年齢・原因を越えた要介護状態の評価、予防給付・地域支援事業の評価、介護保険財政・サービス経営の分析、高齢者の栄養状態の改善、医療と介護の総合的提供体制の確立に取り組んだ。

また、がんについては、平成16年度からの「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、第3次対がん総合戦略研究等において、がんのさらなる本態解明を進めるとともに、基礎研究の成果を着実に臨床へ応用していく橋渡し研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進した。さらに、がんの臨床研究・疫学研究の新た

な展開により革新的な予防、診断、治療法の開発を進めるとともに、根拠に基づく医療の推進を図るため、効果的な医療技術の確立を目指した多施設共同研究を推進した。

生活習慣病や慢性疾患については、創薬等ヒューマンサイエンス総合研究において、画期的・独創的な医薬品等の創製のための技術開発を行うとともに、医療現場のニーズに密着した医薬品の開発及び長寿社会に対応した保健・医療・福祉に関する先端的基盤的技術開発に関する研究を推進するなど、各研究事業を行った。

また、平成15年4月に、ヒトの遺伝情報であるヒトゲノムの精密解読が完了したことを踏まえ、我が国の強みをいかして、複雑な生命機能の解明や、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノムネットワーク研究等の基礎的・先導的な研究を引き続き積極的に推進した。先端的基盤開発研究においては、高血圧、糖尿病、がん、認知症等の疾患の原因や、薬剤に対する反応についてヒトゲノム段階での個人差を明らかにし、患者にとってより安全・安心な医療技術を提供することを目的として、個人個人にあった予防・治療を可能とする医療（テーラーメイド医療）の実現に向けた研究を行うとともに、自己修復能力を利用した骨再生、重症心不全に対する再生医療の実現などに向けた研究を推進した。また、安全かつ有効な再生医療の実現を目的として、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」を18年9月1日より施行したところである。

また、平成17年度より開始した、生物を構成するタンパク質などの様々な分子の挙動を生きた状態のまま画像としてとらえることを可能にし、腫瘍診断及び脳機能の解明につながる成果等が期待される分子イメージング研究を推進した。

イ 福祉用具等の研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉用具に関しては、使用者ニーズに対応す

る新しい技術の可能性（シーズ）に関する調査を行っている。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づく「福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針」（平成5年厚生省、

表2 - 3 - 41 主な研究開発助成福祉用具の事例

就労支援分野（就労、職業訓練など）

- ・視覚障害者のための音楽学習・制作ソフトウェア
音楽を点字で作成するソフトウェア

自立支援分野（排泄、入浴、就寝・起床、移乗、移動など）

- ・在宅高齢者向け立位式排泄補助用移乗機器
要介護者の状態に合わせて座位から立位までの任意の姿勢で使用することができる床走行型介護リフト
- ・自分の力で食事ができない障害者・高齢者のための食事自立装置
食事介護を受けている人が身体状態に合った操作方法や操作装置（ジョイスティック等）で食事を支援する装置
- ・携帯型画像処理機能付き電子ルーペ
小さな文字や近づいて見ることのできない文字などを画像処理し、簡単に拡大・補正して見ることができるシステム

介護支援分野（排泄、入浴、予防、移動、監視など）

- ・水洗ポータブルトイレ（圧送排水式）
汚物を粉碎してポンプで排水する居室用介護トイレ
- ・浴室用介護リフト
浴室内への移動、浴室の洗い場・浴槽を面で移動できる浴室介護用リフト
- ・浴槽内で安定した座位を保てるスリング及び体幹保持が困難な使用者のためのスリング
- ・在宅において認知症高齢者の外出行動（徘徊）を知らせる無携帯型検知システム
居室等の出入口に装置する徘徊検知システム装置
- ・高齢者用口腔ケア装置
はみがき行為をある程度自動化した口腔ケア簡便機具

生体機能代行（補助）分野（人工臓器、義手・義足など）

- ・スキー用下腿義足
スキーの操作に必要な動作を的確にできる下腿義足スキー用足継手
- ・簡便に機能調節ができる短下装具足継手
片麻痺による異常歩行を改善するために必要な機能を持ちながら、靴が履きやすく、見た目のよいコンパクトな短下装具足継手

その他

- ・赤外線補聴器システム
赤外線システムによって聴取条件を向上させるシステム
- ・寝たきり高齢者や重度障害者向け視覚シンボルや登録文章により意思伝達を支援する装置
視覚シンボルや登録文章により接点スイッチで意思伝達を支援する装置
- ・車いす転倒時の緩衝用エアバック式人体防護装置
車いす転倒時に頭部等への衝撃を軽減するためのエアバック付車いす
- ・高齢者が簡単に操作できるボイスメールシステム
高齢者が日頃使い慣れているテレビをディスプレイにして、音声及び少ないスイッチボタン、ガイダンスにより操作できるボイスメールシステム
- ・肢体不自由の重度障害者及び高齢者用インターネットコミュニケーションソフトウェア
マウスやキーボードの代わりに身体の自由に動く部位の動作を特殊なスイッチでとらえてパソコンを操作しインターネット等を使ったコミュニケーションを可能とする

資料：NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）及び（財）テクノイド協会資料より作成

通商産業省告示第4号)に沿って、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や研究開発を行うために必要な情報の収集・分析及び提供を実施している(表2-3-41)。

医療機器に関しては、高齢者等でも軽い負担で治療が受けられる機器、患者のQOL(生活の質)を高める機器等の研究開発を推進している。

さらに、人間の動作に基づき関節・筋肉のリハビリ動作を支援するリハビリ支援ロボット、要介護者の立ち上がりや歩行動作を支援する自立動作支援ロボット、介護者の抱え上げ作業等に係る力支援を行う介護動作支援ロボットなど、介護・福祉の現場で活躍できるロボットの開発を推進した。独立行政法人理化学研究所バイオ・ミメティックコントロール研究センターでは、生物特有の優れた運動制御機能に関する研究を通じ、人との接触が可能なロボット(RI-MAN)の開発など、介護福祉の現場で活躍できるようなソフトなロボットの実現を目指した研究を推進した。

ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発

高齢化社会が進展する中で、ユニバーサルデザインに象徴されるような、使用者である人間の特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の開発・設計等を促進するため、人体寸法を始めとする人間特性に関する基盤を整備している。

また、安全安心で質の高い生活を送ることができる社会形成に向け、高齢者を含め生活者の視点に立った生活用品等が円滑に提供される環境を整備するための調査研究を行っている。

このほか、高齢者の体型に適合した製品等の開発を促進するため、人体の3次元形状計測データから自動的に寸法を算出するシステムを開

発し、寸法計測の高速・簡易・低コスト化を推進している。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

情報通信等の新たな技術は、高齢者の生活の様々な局面に利便をもたらすものと考えられることから、ハード及びソフトの両面において研究開発を推進する必要がある。

こうしたことから、高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行っている。また、高齢者等の情報通信技術を用いた社会参加を促進するための調査研究を実施している。

そのほか、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム(DSSS)等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS(高度道路交通システム)の研究開発を推進している。

また、最先端の情報通信技術(IT)を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進している。

(2) 調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

国立長寿医療センターにおいて、認知症や骨粗しょう症等の高齢者に特有な疾病に対する高度先駆的医療の実施及び研究に取り組み、長寿科学研究を推進した。

長寿科学総合研究事業において、老化、老年病、リハビリテーション、支援機器及び技術評価に関する「老化・老年病等長寿科学技術分野」

介護予防、高齢者の健康増進、介護、保健サービスの評価及び社会科学に関する「介護予防・高齢者保健福祉分野」、認知症、軽度認知障害、骨折及び骨粗しょう症について、より効果的かつ効率的予防、診断、治療、リハビリテーション及び介護を確立するための「認知症・骨折等総合研究分野」に分けて研究を推進した。

がん対策については、がん診療連携拠点病院と連携して、がん情報ネットワークを構成し、国民・患者や医療従事者に必要な情報を提供するため、平成18年10月に国立がんセンターに「がん対策情報センター」を設置し、充実を図った。

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の使いやすい製品の普及、消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、関係機関と連携を図り、福祉分野におけるJIS等の国家標準の整備を図った。また、企業等における製品設計などの際に考慮すべき、安全・安心に係る動態、感覚等の基本人間特性に関わるデータについて、充実・更新を行うとともに、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、収集等に必要な計測手法の標準化を行った。

イ 人材の養成等

近年の研究開発は、高度化・複雑化し、境界領域、複合領域も拡大しており、人材の養成、確保、資質の向上及び流動化に努めていかなければならない。

このため、将来の研究開発活動の中核を担う創造性豊かな優れた若手研究者が、その能力を最大限に発揮できるよう、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度、外国人特別研究員制度など、大学院博士課程修了者等の若手研究者を対象とした多様な支援制度を推進している。

また、医療機関・教育機関等の臨床研究を支える基盤の整備を主に人材育成の観点から効率的に行う研究事業を行った。